

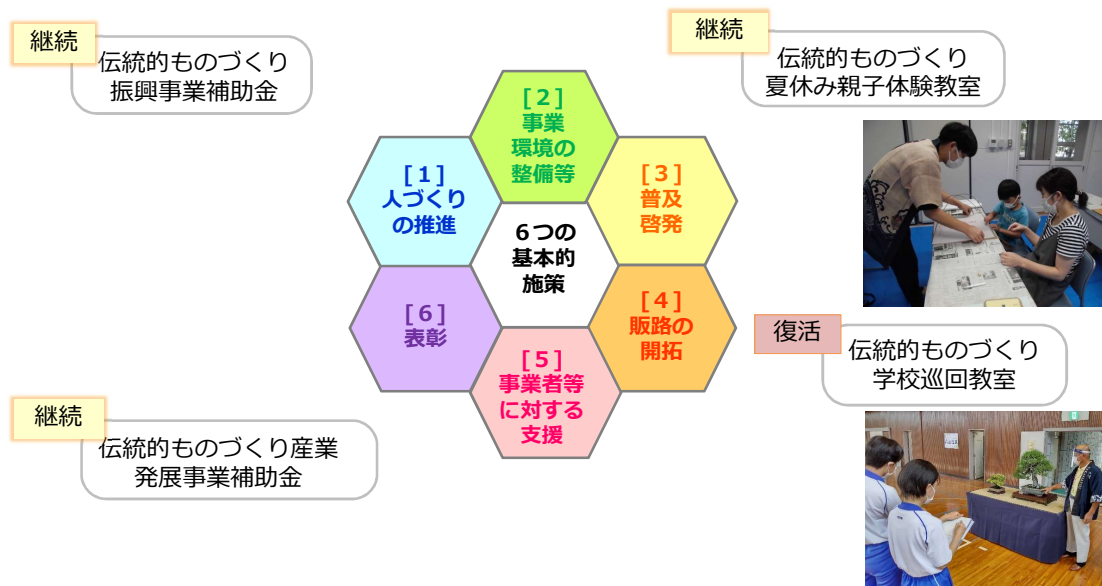
令和5年度 高松市伝統的ものづくり振興事業 事業計画（案）



目次

- 1 令和5年度の実施内容一覧（案）
- 2 事業経過表
- 3 令和5年度各事業内容（案）

1 令和5年度の取組内容一覧（案）



2 事業経過表

R5案	事業項目	施策					
		①	②	③	④	⑤	⑥
1	伝統的ものづくり夏休み親子体験教室	-	-	○	-	-	-
2	伝統的ものづくり学校巡回教室	-	-	○	-	-	-
3	伝統的ものづくり産業発展事業補助金	○	○	○	○	○	-
4	伝統的ものづくり振興事業補助金	○	○	○	○	○	-

(1) 伝統的ものづくり夏休み親子体験教室 【継続】

【概要】

親子で地域の歴史と合わせて発達した高松市の伝統的ものづくりの理解と関心を深める普及啓発を目的とし、講師を招いて伝統的ものづくりを実体験できる機会を提供する。また、子どもの夏休みの宿題にも活用できるような内容とするよう検討する。

(参考) 令和4年度事業

コース内容 (案)
讃岐のり染 藍染めハンカチづくり
菓子木型で和三盆干菓子を作ろう
讃岐かがり手まり「まきまき」
組手障子でミニフォトスタンドづくり
松を知ろう！黒松の苔玉づくり
保多織ぬいぬい花かざりづくり

【周知方法】

広報高松、本市ホームページ、InstagramなどのSNS等を活用して周知

【応募方法】

WEBシステム (LoGoフォーム) にて申し込み受付
抽選にて決定

【定員】

各15組×2 (午前・午後) ×6コース=180組



(2) 伝統的ものづくり学校巡回教室 【復活】

【概要】

市内の小中学校に希望調査を行い、希望のあった学校に伝統的ものづくりに携わる職人を派遣し、体育館等に3分野 (香川漆器・庵治石・盆栽) のブースを設置して、児童・生徒に作業風景や作品を見せ、伝統工芸に関する話を聞いたり、質疑応答を行う場を設ける。

平成29年度までは児童・生徒1人につき作品を一つ作成していたが、より多くの児童・生徒に参加してもらうため、平成30年度から、職人の方の話を聞いたり、作業の様子や作品を実際に見てもらった内容へと変更して実施しており、令和5年度も同様の内容にて実施予定である。

(参考) 令和3年度

訪問校	学年	人数(人)
庵治中学校	2	26
屋島東小学校	4	22
亀阜小学校	6	100
合計		148



(3) 伝統的ものづくり産業発展事業補助金 【継続】

【内容】

本市の伝統的ものづくり産業の産地組合（事業協同組合）が実施する、販路開拓・人材育成など、伝統的ものづくりの振興に寄与する取組に対し補助金を交付する。

【補助対象品目】

○石材、漆器

【補助対象事業者】

○事業協同組合

(例) 石材：讃岐石材加工協同組合、協同組合庵治石振興会、庵治石開発協同組合
漆器：香川県漆器工業協同組合

【補助対象事業】

①プロモーション・販路開拓事業 ②人材育成事業 ③技術・技法伝承事業 ④新商品開発事業

【補助金負担割合】

○事業費全体：組合・・・2/5 高松市・・・3/5

※市補助金の2/3を県が負担

○県・市合わせた上限額

1品目当たり3,000千円

=香川県 2,000千円+高松市1,000千円

○補助金合計額

3,000千円×2品目（漆器・石材）=6,000千円

※負担割合のイメージ

(補助対象事業費が5,000千円の場合) (単位：千円)

	組合	市	県	計
負担額	2,000	1,000	2,000	5,000
負担割合	2/5	1/5	2/5	5/5

(4) 伝統的ものづくり振興事業補助金

【概要】

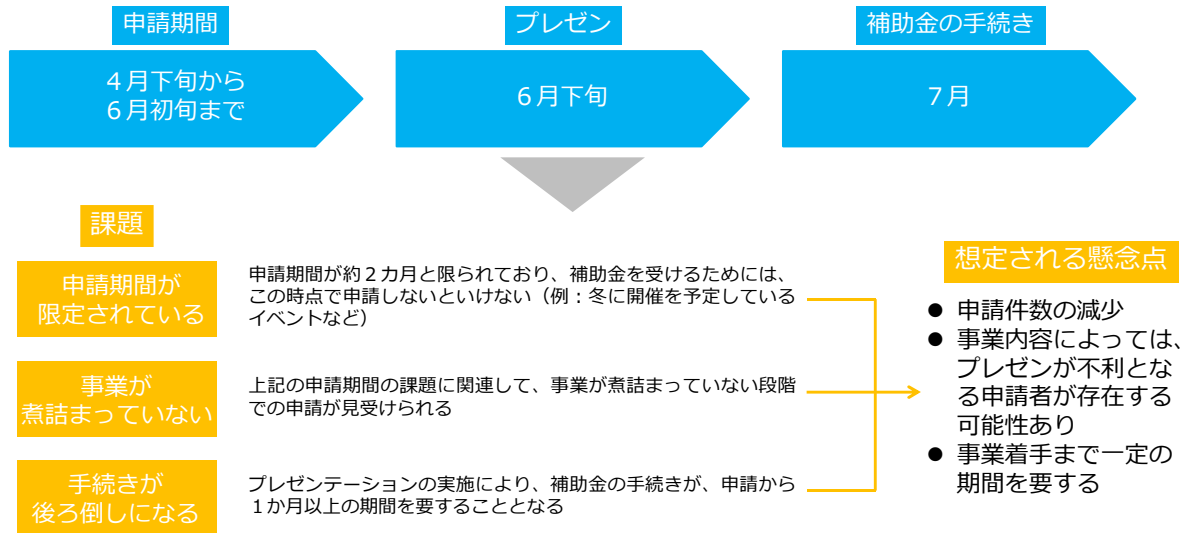
伝統的ものづくりの技術や素材を活用し、伝統的ものづくり事業者及び関係団体等が取り組む販路開拓や担い手育成、ブランド力向上に係る事業に対し、費用の一部（上限額50万円、補助率は総事業費の1/2以内）を補助することにより、自主的な活動の促進や事業者の事業環境の整備を図り、伝統的ものづくりの振興に繋げることを目的とする。

【補助内容】

補助対象事業	内容	補助率	上限額
販路開拓事業	伝統的ものづくりに係る製品の販路の開拓のために、市外で開催する展示会、小売店等での出店・PR事業	1/2以内	500千円
担い手育成事業	伝統的ものづくりに従事する者又は従事しようとする者の経営力及び技術力向上又は技術修得に資する事業（参加・主催を問わない。）		
ブランド力向上事業	現代生活に適應した新しい形式の伝統的ものづくりに係る製品の開発及び外部専門家等を活用したブランド力向上事業		

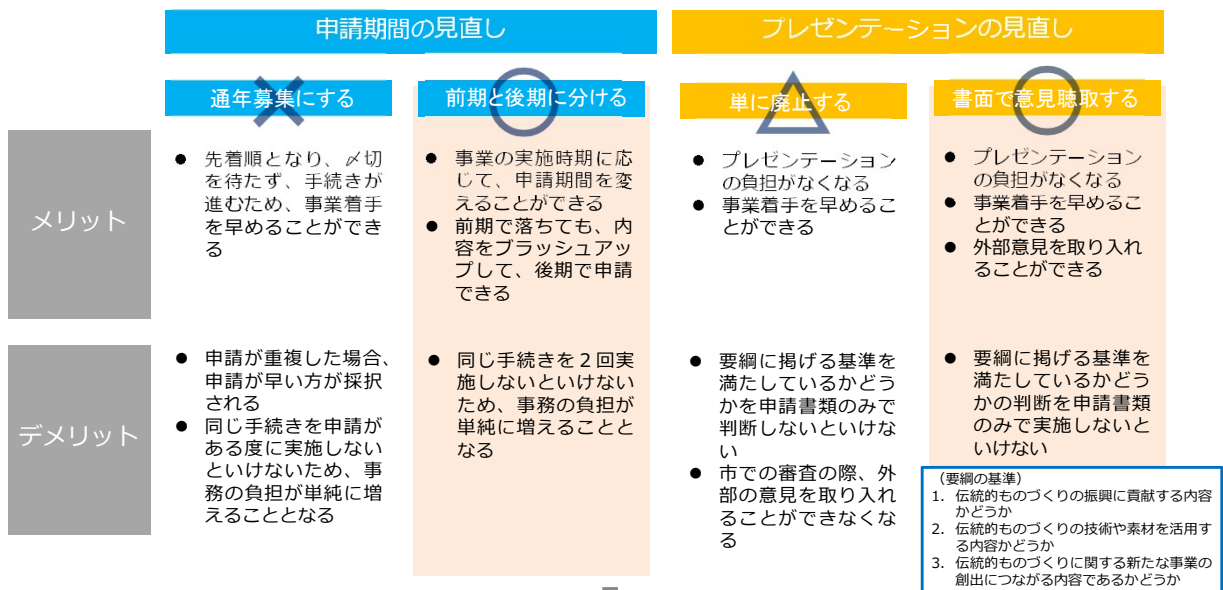
(4) 伝統的ものづくり振興事業補助金の見直し

平成28年より、補助事業の交付決定に当たり、一定の申請期間で応募のあったものについて、コンペ方式によるプレゼンを実施しているが、様々な課題が見受けられる。



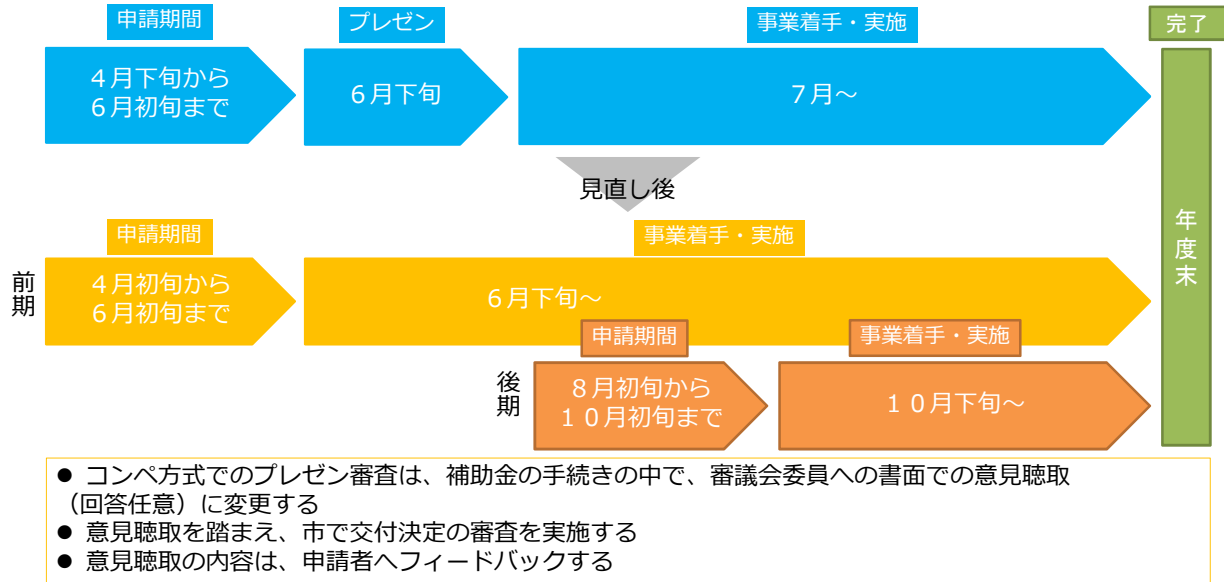
(4) 伝統的ものづくり振興事業補助金の見直し

検討した結果、申請期間を分け、プレゼン審査を見直した方が、申請者にとって、最もメリットがあると考える。



(4) 伝統的ものづくり振興事業補助金の見直し

申請期間を前期と後期に分け、プレゼン審査を書面での意見聴取に変更する。



(4) 伝統的ものづくり振興事業補助金の見直し

見直しの実施により、補助金をより効果的に実施することができ、もって伝統的ものづくり振興事業の活性化を図る。

